

世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の有形・無形の価値を一体的に保護・継承するための人材育成事業運営支援及び教育マニュアル作成業務委託仕様書

1 事業名

世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の有形・無形の価値を一体的に保護・継承するための人材育成事業運営支援及び教育マニュアル作成業務

2 事業目的

現在、ユネスコをはじめとする国際的な世界遺産保護の文脈において、「有形の遺産」とそれに密接に関わる「無形の要素」を一体的に保護・継承し、遺産を包み込む地域コミュニティの価値を高めること（有形・無形のシナジー）が求められている。

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群においても、遺産を支える地域社会の協力が不可欠であるが、大島をはじめとする周辺地域では人口減少と高齢化が著しく、無形の価値の次世代への確実な継承がより一層求められている。

本事業は、この課題を解決するため、本遺産群に関わる有形・無形のシナジーを深く理解し、未来へ伝え守る「多層的な人材の育成」を目的とする。

初年度である本年度は、ユネスコ北京事務所等の協力を得て専門家を招き、世界遺産保護の最新の国際的視点を取り入れた事前研修を実施する。この知見をインプットした上で、次世代を担う子どもたち（ユース・レポーター）と、地域を支える既存のボランティアガイド等（ローカル・メンター）が協働し、地域に眠る無形の要素を抽出するローカルな現地調査・グループワークを展開する。

本事業における調査活動は、それ自体が実践的な人材育成プログラムとして機能する。子どもたちが自ら記者となり、地域の高齢者や関係者への聞き取りや行事の体験を行うことで、地域の価値への理解とシビックプライドを醸成し、将来の遺産保護の担い手となる「ユース・レポーター」を育成する。同時に、子どもたちを導く大人世代もまた、国際的な知見に触れ、現場での支援（OJT）を経験することで、従来の「有形の事実を教えるガイド」から、「無形の価値を伝える地域学芸員（ローカル・メンター）」へとリスクリングを図る。

本年度のグループワークや調査によって抽出された無形の要素はアーカイブ（インタビューブック等）として集約し、次年度以降の教育現場等で活用される「人材育成のための基盤教材」とする。

今年度、国際的視点とローカルな実践を通じて育成した人材と教育マニュアルを基点とし、次年度以降は国際シンポジウムでの発信や、学校教育の「総合的な学習の時間」における自走可能なプログラムへと実装していく。本事業を通じ、補助事業終了後も地域内で人材が育ち、循環し続ける「持続可能な有形・無形価値の一体的保護・継承体制」の確立を目指すものである。

3 委託期間

契約締結日より令和9年3月31日（水）まで

4 業務委託の内容

(1) 参加者（ユース・レポーター及びローカル・メンター）の募集・管理

- ・ 宗像市・福津市の小学5年生～高校生を対象に、本事業に参加するユース・レポーター（20～30名程度）を公募し、受付・管理を行うこと。
- ・ 地域の歴史やガイド経験を有する既存のボランティアガイド等から、子どもたちの活動をサポートする「ローカル・メンター（引率・ファシリテーション補助）」の候補者を10名程度選定・手配すること。

(2) 研修及びフィールドワークの企画・運営

- ・ ローカル・メンターに対し、世界遺産の有形・無形のシナジーや安全管理、ファシリテーション技術に関する事前研修（座学）を実施すること。
- ・ 小中高生の縦割り班を編成し、中高生に班のまとめ役の役割を付与して小学生をリードさせる「ミニ・メンター制」を導入すること。
- ・ プロの専門家（無形文化財、写真家、ライター等）を講師として招き、無形の価値や記録の取り方などに関する事前研修（座学）を実施すること。
- ・ 宗像大社での清掃体験、大島での生業体験、地域での高齢者への聞き取り調査などのフィールドワークを実施すること。
- ・ 事前研修を修了したローカル・メンターを各班に配置し、子どもたちの安全見守り及び中高生デスクの支援を行わせること。

(3) 参加者及び地域協力者に係る経費・賃金等の支払い管理

- ・ ローカル・メンター（地域協力者）に対する賃金の支払い：
ローカル・メンターに対し、フィールドワークにおける引率・安全管理の実務（OJT）の労働対価として、補助金規定に基づき賃金（時給上限1,480円）及び交通費等の実費を本業務費内から支払うこと。
- ・ ユース・レポーター（子どもたち）に対する旅費等の負担：
ユース・レポーターに対し、活動に係る賃金の支払いは行わない。ただし、大島での調査等に伴う渡航費（フェリー運賃）及び本事業におけるフィールドワークに直接要する移動経費等については、本業務費内から実費を負担すること。

(4) 成果発表会の開催及びアンケート調査（KPI測定）の実施

- ・ 子どもたちがプロの添削を受けて作成したポスターや記事を用い、地域住民へ向けた成果発表会（ポスターセッション等）を企画・運営すること。
- ・ 事前・事後アンケートにより、子どもたち及びメンター・取材対象者の意識変容（シビックプライド向上）を測定し、分析すること。

(5) 次年度以降の学校展開に向けた教育マニュアル等の作成

- ・ 宗像市・福津市の教育委員会と協議し、次年度以降の「総合的な学習の時間（3 時限構成）」で教員が自走可能な教育マニュアル（実践テキスト）を作成すること。
- ・ 全プログラムを修了したユース・レポーター及びローカル・メンターに対し、次世代教育と遺産保護への貢献を認定する公式修了証（認定証）をデザイン・制作・交付すること。

（6） 活動の記録撮影及び Web 媒体（SNS 等）を活用した情報発信

- ・ 記録撮影の実施： ワークショップ、フィールドワーク（大島や宗像大社等）及び成果発表会等の全行程において、活動の様子を写真及び動画で記録撮影すること。撮影にあたっては、参加者（子ども・大人）の表情や世代間交流の様子、有形・無形のシナジーを体感しているプロセスが伝わるよう工夫すること。
- ・ 情報発信及び SNS 広告の出稿： 撮影した記録を活用し、協議会が指定する Web サイト、SNS（Instagram、Facebook 等）を通じて、事業の進捗や活動の魅力を継続的に発信（または発信用の原稿・データ提供）すること。また、本事業の認知度向上及び関係人口の拡大を図るため、本業務費の範囲内で SNS 広告等（ターゲティング広告）を出稿し、広く一般層に向けて効果的な PR を実施すること。
- ・ 肖像権等の権利処理： 撮影、情報発信及び広告出稿にあたっては、事前に参加者（未成年の場合はその保護者）から書面等による肖像権及び個人情報の使用許諾（同意）を必ず取得するなど、プライバシー保護に万全の配慮を行うこと。

5 成果品

提出期限：令和 9 年 3 月 1 9 日（金）まで

（1） 事業実施報告書：1 部（紙媒体及び電子データ）

- ・ 研修、フィールドワーク及び成果発表会の実施内容、写真
- ・ 参加者（ユース・レポーター・ローカル・メンター）の属性・リスト
- ・ アンケート集計結果及び意識変容等の分析
- ・ Web 媒体（SNS 等）による情報発信及び広告出稿のアクセス分析結果（PV 数、インプレッション数、リーチ数等の運用実績及び効果検証）

（2） 子どもたちが作成した記事・ポスターの完成データ

（3） 教育マニュアル（実践テキスト）：1 式（電子データ）

- ・ 次年度以降の学校教育で使用する教員用指導書及び児童生徒用フォーマット

（4） 公式修了証（認定証）データ：1 式（電子データ）

- ・ ユース・レポーター及びローカル・メンターへ交付した修了証のデザインデータ

6 その他委託に関する事項

- （1） 本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書及び実施工程表を作成し、発注者へ提出すること。

- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、発注者と受託者が協議の上、定めることとする。なお明示のない事項であっても社会通念上当然必要と考えられるものについては本業務に含まれるものとする。
- (3) 委託業務の成果物に関する全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、当該成果物の引渡しの時をもって、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会（以下「協議会」という。）に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果物について、協議会及び協議会が指定する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。成果物の中に、第三者が従前より有している著作権等（フリー素材や既存のイラスト等）が含まれる場合、受託者は当該既存著作物の使用について、協議会が将来にわたり本事業の目的の範囲内で当該成果物を自由に二次利用できるよう、受託者の責任と負担において必要な権利処理（利用許諾の取得等）を行うものとする。
- (4) 受託者は、フィールドワーク等の実施にあたり、参加者の安全確保に万全を期すとともに、不測の事態に備えて受託者の責任と負担において適切な保険（傷害保険及び損害賠償責任保険等）に加入すること。
- (5) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た個人情報（参加者の氏名、学校名、連絡先、写真等）について、「個人情報の保護に関する法律」等を遵守し、厳重かつ適正に管理すること。また、本業務の目的以外に使用、第三者への提供又は漏洩してはならない。
- (6) 受託者は、業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりしてはならない。
- (7) 受託者は信義を守り、誠実に業務を履行すること。
- (8) 本事業は文化庁補助金（地域文化財総合活用推進事業）を活用して実施するものであることから、同事業の募集案内に記載されている各費目における単価上限、補助対象範囲等に準拠した見積書を作成し、業務を執行すること。ただし、業務遂行上やむを得ず単価上限や補助対象範囲外となる経費が発生する場合は、関係書類において当該経費が「補助対象外経費」であることを明記すること（補助対象外経費分については、発注者が別の財源により負担する）。

7 連絡先

福岡県市町村・地域振興部文化局九博・世界遺産・文化施設課

TEL : 092-643-3162 FAX : 092-643-3163

E-mail : sekaiisan@pref.fukuoka.lg.jp